

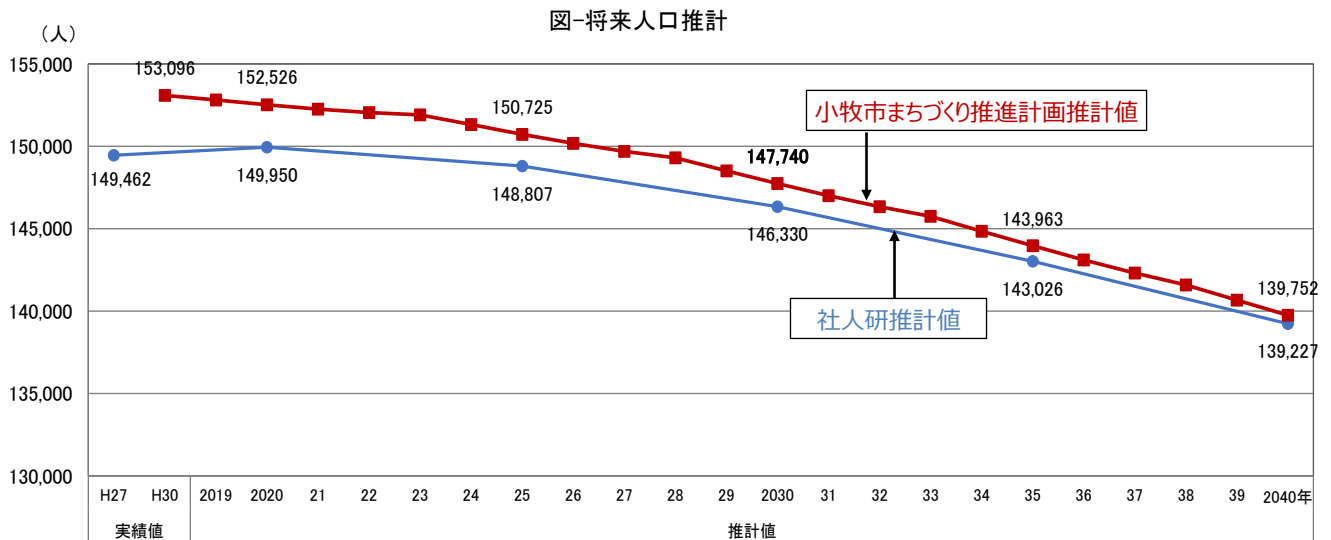
全体構想（案）について

1. 将来都市構造

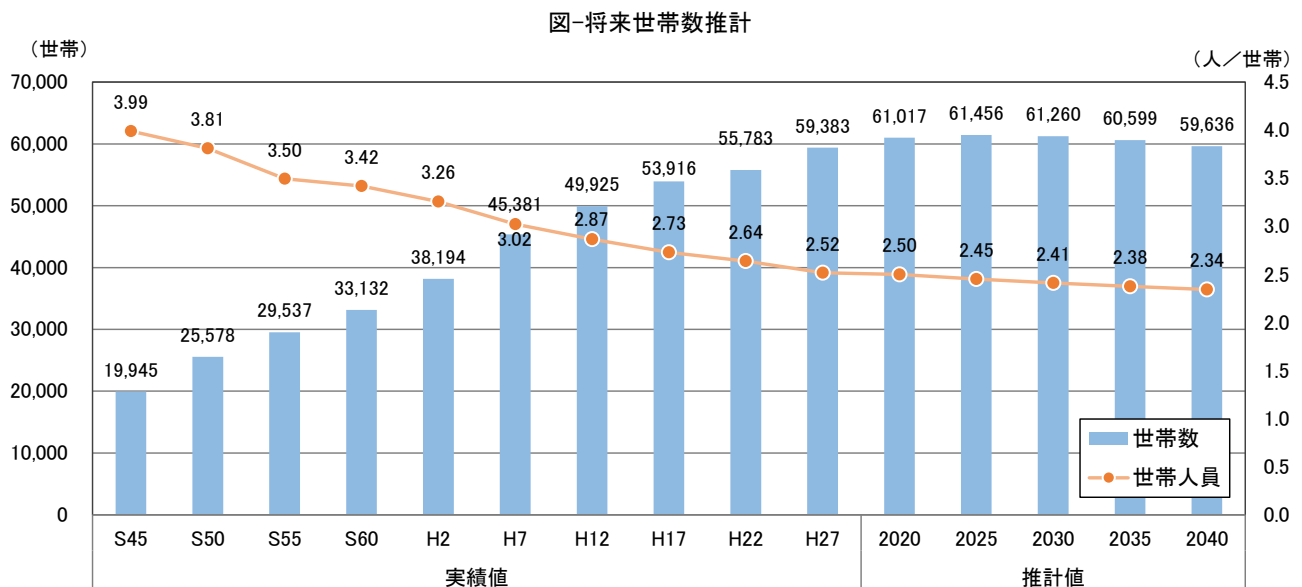
本計画においては、概ね 20 年後の都市の姿（土地利用構想）を展望しつつ、目標年次（2030 年）における、将来人口及び必要と見込まれる土地利用の規模（フレーム）を踏まえた将来市街地の考え方を定めた上で、本市が目指すべき概ね 10 年後の都市の姿を将来都市構造として定めます。

（1）将来人口

本計画においては、上位計画である小牧市まちづくり推進計画における将来人口の推計結果をもとに、目標年次における将来人口を 148,000 人と設定します。



※社人研推計値：日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計） 国立社会保障・人口問題研究所



※過去 20 年間（H7～H27）の世帯人員の実績値を基に将来世帯人員を推計し、小牧市まちづくり推進計画の将来人口を将来世帯人員で割ることで将来世帯数を算出

(2) 将来市街地の考え方

①住宅地

目標年次に向けては、都市的低・未利用地や空き家の有効活用や、小牧市立地適正化計画において定めた居住誘導区域を中心に居住誘導を図り、現行の市街化区域での一層の人口定着を進めることで、現行市街化調整区域での新たな住宅地の形成は図らない。

②産業用地（工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地）

目標年次に向けては、現行の市街化区域内の工業地域及び工業専用地域内にみられる一団のまとまりある都市的低・未利用地の有効活用を図った上で不足する産業用地を現行市街化調整区域において確保する。

③商業地

目標年次に向けては、小牧駅周辺の中心拠点や地域拠点等での商業地の形成を基本とし、郊外部での新たな大規模集客施設等の立地を抑制するとともに、現行市街化調整区域での新たな商業地の形成は図らない。

(3) 将来都市構造

①拠点の形成

■中心拠点

- ・小牧駅から小牧山周辺において、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれ、まちのにぎわい創出にも寄与する広域的な都市機能の集積・充実やまちなか居住を進める。

■地域拠点

- ・味岡駅周辺、藤島地区、桃花台センター地区周辺において商業、生活サービス、医療・福祉、行政等の都市機能の維持・誘導を図る。

■行政拠点

- ・市役所、味岡・東部・北里の各市民センター及び西部・南部コミュニティーセンターにおいて市民の文化活動支援や行政サービス機能の維持を図る。

■広域交流拠点

- ・小牧山周辺、小牧市民四季の森周辺において観光交流の促進を図る。

②土地利用の構成（ゾーニング）

■住居系市街地ゾーン

良好な居住環境の維持・創出を図るとともに、日常生活に必要な都市機能の維持を図る。

■高密度市街地ゾーン

名鉄小牧線沿線において都市基盤施設等の既存ストックを活かしながら、中高層住宅等の立地を適切な誘導とともに、複合的な土地利用を図る。

■工業系市街地ゾーン

散在する都市的低・未利用地を有効に活用した工業・物流機能の維持・強化を図る。

■産業候補ゾーン

今後、土地利用の熟度が高まった場合、目標年次までに必要と見込まれる産業用地を規模の範囲内において、市街化調整区域で新たな産業用地の形成を図る。

■農地保全ゾーン

一団のまとまりある優良農地の保全を図るとともに、点在する既存の集落地における地域コミュニティの維持や再生・活性化、生活環境の改善を図る。

■森林保全ゾーン

森林を主体としたまとまりある緑地の保全や活用を図る。

③軸（公共交通軸）の形成

〔道路関連〕

■広域交通軸

名古屋都心及び東京・大阪方面と結ぶ広域的な交通需要への対応として、東名・名神高速道路、中央自動車道、名古屋高速小牧線により広域交通軸の形成を図る。

■主要幹線交通軸

名古屋都心及び周辺の一宮、春日井、犬山方面と結ぶ高需要への対応として、南北方向の(都)国道41号、東西方向の(都)北尾張中央道により主要幹線交通軸の形成を図る。

■都市幹線交通軸

都市間交通を処理するとともに各拠点間を結ぶ交通需要への対応として、南北方向の(都)名古屋犬山線、東西方向の(都)一宮春日井線により都市幹線交通軸の形成を図る。

〔公共交通関連〕

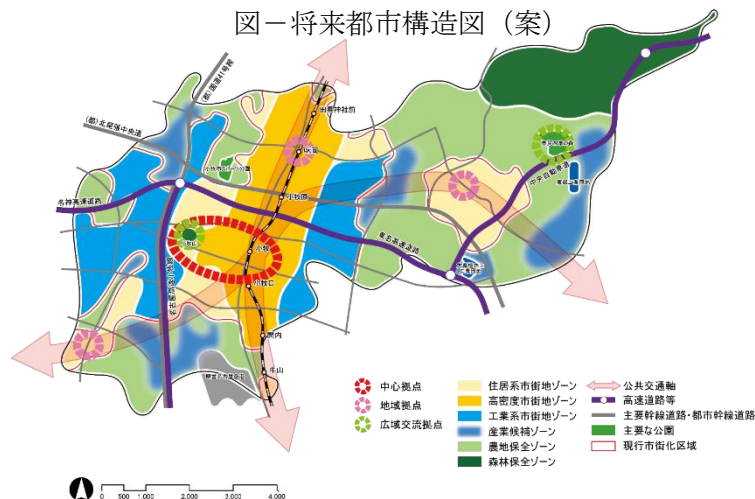
■南北鉄道軸

公共交通の軸として重要な役割を担う名鉄小牧線について、中心拠点と味岡駅周辺の地域拠点等の拠点間連携や、都市間移動需要への対応を図る。

■東西公共交通（バス）軸

東西市街地の連携強化に資する東西公共交通（バス）路線について、中心拠点と桃花台センター地区及び藤島地区の地域拠点等の拠点間連携や、春日井・岩倉方向の都市間移動需要への対応を図る。

図一 将来都市構造図（案）



2. 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

①市街化区域の土地利用方針

〈住居系土地利用〉

■専用住宅地区

- ・既存の低層住宅・中高層住宅において引き続き良好な居住環境を維持・保全を図る。

■一般住宅地区

- ・名鉄小牧線沿線の一般住宅地区において暮らしやすい生活環境を確保し、特に鉄道駅を中心とした住宅地については、まちなか居住を促進する。
- ・小牧山や神社仏閣などの周辺における住宅地においては、地区の個性を活かした住宅地の形成を図る。

〈商業系土地利用〉

■商業・業務地区

- ・小牧駅周辺における多様な都市機能の維持・集積を図る。

■複合商業地区

- ・味岡駅周辺の商業地における住宅と調和した都市機能の維持・集積を図る。
- ・近隣商業地域に指定された地区における住宅と商業機能が調和したにぎわいのある地区の形成を図る。

■沿道商業地区

- ・沿道商業施設等の立地を維持するとともに、小牧駅から小牧山を結ぶシンボルロードにおいては、景観と調和したにぎわい空間の形成を図る。

■行政・文化地区

- ・小牧駅周辺から小牧山周辺にかけては中心拠点の一部を形成し、市庁舎をはじめとする行政サービス施設、市民病院、民間美術館などの集積した地区において都市機能の拡充を図り、小牧山や合瀬川などの水と緑の環境と調和した地区の形成を図る。

〈工業系土地利用〉

■工業地区

- ・工場等の操業環境の維持・保全と利便性の向上を図る。

■住工複合地区

- ・住居系土地利用（既存の集落地）と工業・物流系土地利用が混在する地区において、現在の居住環境、操業環境双方の悪化を招くことのないよう配慮した土地利用の維持を図る。

②市街化調整区域の土地利用方針

■田園・集落地

- ・一団の優良農地の保全とともに、点在する集落地は身近な都市機能や基盤施設の確保、コミュニティの維持を図る。

■森林

- ・北東部の丘陵地において良好な自然環境の保全や活用を図る。

■産業候補地区

- ・今後、土地利活用の熟度が高まった場合に市街化区域への編入や市街化調整区域のまま地区計画を定める等による計画的な市街地の形成を図る。

(2) 交通体系の整備の方針

①道路整備の方針

〈小牧市の道路機能（配置の基本的考え方）〉

■自動車専用道路

- ・東名・名神高速道路、中央自動車道、名古屋高速小牧線（(都)名濃道路）の3本の自動車専用道路

■主要幹線道路

- ・(都)国道41号線、(都)北尾張中央道の2路線

■都市幹線道路

- ・自動車専用道路や主要幹線道路へのアクセス需要に対応するとともに、市域内外を結ぶ都市間交通を処理する都市幹線道路を東西、南北の格子状に配置

東西方向の都市幹線道路：(都)一宮春日井線、(都)桃花台高蔵寺線、(都)萩原多気線、(都)江南池之内線、(都)一宮小牧線、(都)小牧春日井線

南北方向の都市幹線道路：(都)藤島舟津線、(都)名古屋犬山線、(都)犬山春日井線、(都)明治村桃花台線、(都)一宮舟津線

■地区幹線道路

- ・地区の骨格を形成するとともに、地区内の主要な交通の集散機能を担い、安全・快適な歩行者・自転車空間を確保できるよう配置

■補助幹線道路

- ・各宅地へのサービス機能を担う区画（生活）道路の交通を集め、地区幹線道路へ連絡する路線として、自動車交通の円滑な処理のみならず、地区内における主たる歩行者や自転車動線の確保を図ることができるよう配置

〈道路整備の方針〉

■主要幹線道路の整備促進

- ・増加する広域交通需要に対応するとともに、市街地への不要な通過交通を抑制するため、(都)北尾張中央道の整備を関係機関へ働きかける。

■幹線道路の整備

- ・名鉄小牧線沿線の高密度市街地の骨格となり南北の広域交通を担う(都)名古屋犬山線の早期整備、(都)一宮春日井線、(都)名古屋犬山線をはじめとする都市計画道路の未整備区間の整備を関係機関と調整する。

■生活道路の整備

- ・既成市街地及び市街化調整区域の集落地における市街地・集落地の防災性の向上に配慮した生活道路の効率的な整備を推進する。

■歩行者・自転車空間の整備

- ・日常的な生活圏において、歩行者や自転車による安全で快適な移動空間の確保を検討するとともに、高齢者や障がい者にも安全に安心して移動ができるバリアフリーに配慮した移動空間の確保を検討する。

■道路の維持・管理の充実

- ・整備された道路、橋梁等について、的確な状況把握と点検・補修による効率的、計画的な維持管理を行う。

■歩行者・自転車ネットワークの形成

- ・歩行者や自転車による安全で快適な移動空間の確保による歩行者・自転車ネットワークの形成を図る。

■都市計画道路の見直し方針

- ・交通処理機能、防災機能、まちづくりとの連携等の視点から適切な見直しを行う。

②公共交通整備の方針

■公共交通の利便性の向上

- ・過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境の創出に向け、鉄道・バス等の公共交通の利便性を向上する。

■公共交通の利用促進に向けた公共交通結節機能の充実・強化

- ・鉄道駅における交通結節機能の強化やバリアフリー化を促進する。

③駐車場整備の方針

- ・小牧駅周辺で指定する駐車場整備地区において、今後も現在の都市計画駐車場、附置義務駐車場及び届出駐車場等により、将来的な駐車需要への対応を図る。
- ・社会情勢の変化に伴う新たな駐車需要への対応が求められる場合にあっては、官民の適切な役割分担のもと、適切な駐車施設の配置を検討します。

(3) みどり（公園・緑地等）の方針

- ・緑の基本計画に基づき記載。

(4) 下水道及び河川の整備の方針

①下水道整備の方針

- ・市街化区域や隣接地域における下水道の優先的な整備とともに、計画的な維持管理や施設の更新を検討する。

②河川整備の方針

- ・準用河川及び排水路の整備を推進するとともに、浸水被害を防止するため、公共施設における雨水貯留施設の整備や、雨水の流出抑制対策として各家庭での雨水貯留施設の設置に対する支援を行う。

(5) その他都市施設等の整備の方針

①処理施設等整備の方針

- ・ごみ焼却場、ごみ処理場の処理施設や火葬場について、現機能維持とともに、施設更新等を検討する。

②公共施設整備の方針

- ・今後の公共施設の整備については、バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境に配慮した整備を進めるとともに、行政需要や市民ニーズ等を的確に把握し、社会環境の変化に応じた施設の更新と集中を行い、改修、整備、再配置等への施設ごとの優先順位付けを検討する。

(6) 市街地整備の方針

①中心市街地の整備

- ・居住人口の増加及び商業の活性化を図るため土地の高度利用施策を促進する。

②計画的市街地の整備

- ・現在施行中の土地区画整理事業地区について円滑に事業を促進する。

③既成市街地の整備

- ・既に、市街地整備が完了又は完了見込みの地区において良好な住環境を維持・保全するとともに、市街地整備がされていない地区においては土地区画整理事業等による良好な市街地形成を図る。

(7) 立地の適正化に関する基本的な方針

- ・立地適正化計画に基づき記載

(8) 景観形成の方針

- ・景観基本計画の基づき記載

(9) 安全なまちづくり（防災）の方針

- ・市街地の防災性の強化と身近な公園やオープンスペースの確保を図る。
- ・難場所や防災拠点の機能強化と緊急輸送路、避難路の整備を図る。
- ・地域防災体制の強化を図る。

- ・総合的な治水対策の推進を図る。
- ・被災時における事前復興まちづくり計画の事前準備を進める。